

## 令和7年度市民提案運営型自主文化振興事業【募集要項】

### 1 目的

本市の自主文化振興事業を、市民が企画立案から準備・本番の運営までを行うことにより、市民参加による芸術文化の発展を目指すことを目的とする。

### 2 内容

#### (1) 対象者

- ① 団体については、日南市民を主に構成されること。個人については、日南市内に在住する18歳以上の者（ただし、高校生を除く）
- ② 事業を完遂できる見込みがあること
- ③ 団体については、定款又は規約を有し、代表者または責任者が明確で、団体として独立した経理を行うことができること
- ④ 政治活動または宗教活動を目的としない団体・個人であること
- ⑤ 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していない団体・個人であること
- ⑥ 特定公職者（候補者を含む。）、政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とした団体・個人でないこと

#### (2) 対象事業

次に掲げる事項の全てを満たし、市内文化芸術の振興に寄与すると日南市自主文化振興事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が認める事業を対象とします。

- ① 企画内容は、クラシック、ポピュラー、邦楽、ジャズ、演劇、その他舞台公演が可能な演目であること
- ② 実施場所が、日南市文化センター、南郷ハートフルセンター、北郷ふれあい交流センターのいずれかであること
- ③ 新規性・創造性のある事業であること
- ④ 継続的に実施できる見込みのある事業であること
- ⑤ 当該助成金を除く財源の調達が確実にできる見込みがあること
- ⑥ 特定の個人又は団体の親睦を目指す事業でないこと
- ⑦ 単なる文化教室等の発表会や講演会等でないこと
- ⑧ 寄附を目的とするものでないこと
- ⑨ 営利を目的とするものでないこと
- ⑩ 当該事業に対し、他の補助金、助成金等の交付を受けていないこと
- ⑪ 既に複数回の開催実績を有し、自立可能と認められる事業でないこと

(3) 事業の実施期間

令和7年8月から令和8年2月までに事業を実施し、完了する事業。

(4) 対象経費

① 事業を実施するために必要な直接的経費で、下記に定めるもの

費目	内容
使用料及び賃借料	発表及び練習会場使用料、大道具・小道具（かつら・衣装・譜面台等）賃借料、機械等リース・レンタル料、会議室使用料等
通信運搬費	大道具・譜面台等運搬費、事務連絡用電話代等、郵便代 等
消耗品費	舞台・大道具製作材料費、小道具購入費、インク代 等
食糧費	開催当日弁当代、会議茶菓子代 等
印刷製本費	ポスター・パンフレット・チケット等印刷代、コピー代 等
賃金	当日会場設営アルバイト、受付アルバイトの賃金
報償費	演出謝金、演奏謝金、指揮者謝金、振付謝金、出演料 等
委託料	照明管理委託、記録撮影委託、音響管理委託、振付・かつら・床山・メーキャップ・作詞・作曲・台本作成等の委託等
手数料	ピアノ調律費、入場券販売手数料、振込手数料、保険料 等
宣伝費	テレビ・ラジオ・新聞広告 等
著作権料	著作権使用料
旅費	交通費、宿泊費 等

② 対象外経費

- ア 創立記念式典及び表彰式等に要する経費
- イ パソコン、プリンタなど備品を購入するための経費
- ウ 練習時の報償費（遠方から招聘する特別ゲストに対するものを除く）
- エ 原則として、団体内部の出演者、従事者に対する報償費、委託料、賃金
- オ お土産や記念品代、合理的でない食糧費（接待費）
- カ 団体または団体構成員の所有物に対する使用料及び賃借料
- キ その他助成対象として適当でないと実行委員会が判断したもの

(5) 委託額について

公演開催経費の100%を交付する。ただし、70万円を上限とする。

(6) 収入について

- ① 受益者負担の観点から、原則有料公演とする。
- ② チケットの収入は全て市に帰属する。

(7) 応募書類

- ① 事業申込書（様式1）
- ② 事業企画書（様式2）
- ③ 収支予算書（様式3）

※提出された書類は返却しませんので、必ず控えをとっておいてください。

(8) 応募期間

令和7年4月15日～5月15日まで

(9) 応募書類の提出期限

令和7年5月15日（木）必着（持参の場合は、当日午後5時まで）

(10) 提出先

〒887-8585 日南市中央通1丁目1-1 日南市教育委員会 生涯学習課  
電話：0987-31-1145 FAX：0987-24-0987

※提出は持参もしくは郵送に限ります。（FAX、メールでの応募はできません）

郵送の場合は必ず電話で、生涯学習課に到着確認を行ってください。

送付中の事故については、当方では責任を負いかねますのでご了承ください。

### 3 審査

期限までに提出された事業について、1次審査、2次審査を行い、採択事業を決定します。

(1) 1次審査（書面審査）

生涯学習課にて、提出された書類の書面審査を行います。

① 審査基準

- ア 応募団体が上記「助成対象団体」の要件を全て満たしていること
- イ 応募事業が上記「助成対象事業」の要件を全て満たしていること
- ウ 日南市の文化芸術の振興に寄与すると認められること
- エ 単なる構想でなく、実現可能な内容となっていること

## (2) 2次審査（プレゼンテーション）

1次審査を通過した応募団体によるプレゼンテーションを行い、審査会による審査を実施します。※日程については、1次審査終了後個別に案内します。

審査会において、プレゼンテーションの結果および事業内容等を総合的に審査し、採択・不採択を決定します。

なお、審査会の出席は2名以内（代理可）とし、欠席団体の事業は、理由に関わらず不採択とします。

### ① 審査基準

自主文化振興事業の趣旨・目的適合性	実施する目的が明確か 創造的・独創的で発展性があるか 市民（又は児童・生徒）が鑑賞しやすい事業となっているか
事業予算の適合性	予算の項目が的確に計上されているか 収支のバランスはとれているか
事業推進の効率性	集客拡大に向けた工夫と人的配備が十分であるか PR方法に工夫と創造性があり、かつ具体的であるか
期待される効果	市民の文化芸術への関心を高め、鑑賞意欲の創出に寄与するか 市民提案ならではの特徴ある企画内容であるか 将来の活躍が期待されるアーティストの発掘や人材育成の機会、あるいは優れたアーティストの招聘による鑑賞機会の提供となっているか。

## 4 交付決定及び事業実績報告等

### (1) 交付決定

採択された事業については、企画提案書に記載した事業企画及び収支予算に基づいて適正に執行してください。採択にあたっては条件を付けることがあります。

提案内容に変更が生じたときは、すみやかに事務局と協議を行うこと。なお、変更内容によっては、委託料等の交付の決定の全部もしくは一部を取り消す場合があります。

事務処理の一部を再委託する場合は、最小限度に留めることとし、事前に事務局の了承を得ること。

### (2) 事業実績報告書

事業が終了したときは、事業完了日から30日以内又は令和8年2月27日のいずれか早い日までに事業実施報告書に必要な書類を添付して提出してください。

この際、領収書等の支出証拠書類についても提出していただきますので、会計管理についても適正に行ってください。

(3) 対象外となる支出証拠書類の例

- ① 領収書に日付または宛名が記入されていない。あるいは別団体の宛名になっている。
- ② 領収書に品名が記載されておらず、内訳（品名）の分る書類（請求書）も添付されていない
- ③ 領収書に受領者のサインまたは押印がない

(4) 募集要項、応募用紙の配布等

- ① 様式は日南市ホームページからダウンロードできます。
- ② 市立公民館、支所、文化施設、生涯学習課でも配布いたします。

(5) 応募書類の記載方法

- ① 所定の用紙に、簡潔明瞭に記載してください。
- ② 用紙のサイズはA4サイズで統一し、様式の記載欄は必要に応じて枠を調整してください。なお、参考資料で既存のパンフレット等を添付する場合は、そのままの大きさを結構です。

(6) 応募に係る費用負担

応募に係る費用（プレゼンテーション時の準備・発表等に要する経費も含みます。）及び事業実施後の報告に係る費用は、全て応募者の負担になります。